2　前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四十四条のうち障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十三条を削る改正規定中「を削る」とあるのは、「を削り、附則第七十四条を附則第七十三条とし、附則第七十五条を附則第七十四条とし、附則第七十六条を附則第七十五条とする」とする。

第十四条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四十九条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第四十九条の二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改め、同条第二項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三項第一号中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改め、同条第五項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、第十四号並びに第十五号」を「並びに第十四号から第十六号まで」に改める。

附則第九条を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　総合特別区域法（平成二十三年法律第　　号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十四号及び第十五号」を「第十五条第一項第十五号及び第十六号」に、「同条第一項第十六号」を「同条第一項第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十三号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第二号中「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

（調整規定）

第十六条　この法律の施行の日が総合特別区域法の施行の日以後である場合には、附則第四条のうち印紙税法別表第三の改正規定中「から第十四号」とあるのは「から第十五号」と、「第十四号並びに第十五号」とあるのは「第十三号、第十五号並びに第十六号」とし、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定	
第十五条第五項の改正規定	第十三号
第十七条第二項の改正規定	第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号
第十八条第一項第一号の改正規定	及び第十二号」を「から第十三号まで」
	同項第十五号」を「同項第十六号」
第十八条第一項第二号の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号
	同項第十五号」を「同項第十六号」
第十八条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号
	同項第十五号」を「同項第十六号」
第二十二条第一項の改正規定	第十四号」を「第十五号
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	第十二号」を「第十三号まで
附則第十四条の表第二十二条第一項の項の改正規定	第十四号」を「第十五号

第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号	第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号
十三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。	十四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。
第十三号	第十四号
第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号	第十五条第一項第十四号及び第十五号」を「第十五条第一項第十五号及び第十六号」に、「同条第一項第十七号
同項第十五号」を「同項第十六号」	同項第十六号」を「同項第十七号」
第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」	第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」
同項第十五号」を「同項第十六号」	同項第十六号」を「同項第十七号」
第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」	第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」
同項第十五号」を「同項第十六号」	同項第十六号」を「同項第十七号」
第十四号」を「第十五号」	第十五号」を「第十六号」
第十二号」を「第十三号」	第十三号」を「第十四号」
第十四号」を「第十五号」	第十五号」を「第十六号」

2　前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
防衛大臣　北澤　俊美